

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(令和3年度)

第1清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	4800.78	5111.68	4788.68	4886.86	4730.60	4597.36	4689.20	4858.18	5163.16	4379.18	3917.24	4755.30
残滓搬出量	794	713	607	578	723	562	510	755	582	740	402	628

2. 焼却炉の運転状況(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	25	12	8	22	28	22	23	3	23	22	25	31
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	894	901	908	910	899	908	900	897	887	887	885
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 EP入口	211	215	206	214	210	204	211	216	215	219	208
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	4	5	4	5	4	5	6	6	4	5	4
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	20	31	30	14	19	13	25	29	24	19	0	16
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	899	887	890	896	892	889	898	884	876	休炉中	898
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 EP入口	209	211	211	209	210	211	218	216	217	休炉中	206
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	4	2	3	3	3	4	6	6	4	休炉中	4
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置

○注:EPとは電気集じん器の略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で見覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均燃焼室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月6日	5月11日	8月20日	10月14日	12月10日	1月13日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			4月28日	6月2日	9月10日	11月4日	1月6日	2月3日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			-	-	-	11月18日	-	2月18日	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002 未満	0.002 未満	0.002	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	8 未満	9 未満	8 未満	9 未満	8 未満	8 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	46	87	79	78	88	87	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	-	-	-	0.030	-	0.039	ダイオキシン類対策特別措置法

項目 / 焼却炉			2号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月6日	5月11日	8月5日	10月14日	12月10日	1月13日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			4月28日	6月2日	8月30日	11月4日	1月6日	2月3日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			-	6月15日	9月13日	-	-	-	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	7 未満	6 未満	6 未満	6 未満	6 未満	7 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	75	75	51	81	61	47	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	-	0.076	0.085	-	-	-	ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。